

第12回兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 議 事 録

1 日 時 平成29年11月8日(水) 午前10時～午後12時15分

2 場 所 兵庫県後期高齢者医療広域連合 会議室

3 出 席 者

(1) 兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員

会長 力宗 幸男 委員 小川 一茂 委員 坂井 希千与

委員 篠原 光児 委員 小野 秀明

(2) 諮問に関する説明職員

神戸市保健福祉局高齢福祉部介護保険課担当課長 林 秀和

兵庫県国民健康保険団体連合会総務部事業課長 草田 康史

(3) 事務局

事務局長 東野 展也 事務局次長 長谷川 義晃

情報システム課長 内橋 宣明 給付課長 中西 保美

資格保険料課長 濱本 範子 他

4 議 題

審議事項

① 高額医療合算介護予防サービス費相当事業実施にかかる神戸市へのデータ提供
について

(個人情報保護条例第8条「提供の制限」に関して)

② 高額医療合算介護予防サービス費相当事業に関するデータ収集について

(個人情報保護条例第7条「収集の制限」に関して)

③ 介護保険者の第三者行為求償事務にかかる「後期高齢者医療の第三者行為求償
対象者情報」の兵庫県国民健康保険団体連合会への提供について

(個人情報保護条例第8条「提供の制限」に関して)

④ 個人情報の提供の制限に関する例外事項について

(個人情報保護条例第8条「提供の制限」に関して)

5 傍 聴 人 なし

6 議事の要旨

審議事項

① 高額医療合算介護予防サービス費相当事業実施にかかる神戸市へのデータ提供について

(個人情報保護条例第8条「提供の制限」に関して)

(会 長) それでは、議題の審議に入らせていただく。審議事項①、高額医療合算介護予防サービス費相当事業実施に係る神戸市へのデータ提供について、審議を行いたいと思う。

本審査会への諮問の趣旨について、事務局から御説明をお願いします。

(事務局) 本件は、神戸市における高額医療合算介護予防サービス費相当事業の実施に当たり必要となる個人情報を神戸市へ提供することについて御審議を賜るものである。

神戸市から当該事業について御説明いただく予定にしているが、高額医療合算介護予防サービス費相当事業を実施される背景となった高額医療介護合算サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費、以降は「高額医療合算介護（予防）サービス費」と呼ばせていただきたい、並びに高額介護合算療養費の制度を、続いて高額介護保険制度における総合事業の開始について、私から概要の説明をいたしたい。

それでは、資料の7ページ、高額医療合算介護予防サービス費相当事業計算事例の左上の表を御覧いただきたい。同じ世帯で医療と介護の年間の自己負担額が高額になり、一定の額を超えた場合、その超えた額が申請により支給される事例を説明した表となっている。

この世帯の場合、介護保険で太郎さんは8万4,000円、花子さんは22万円、計30万4,000円の自己負担が、医療保険では太郎さんは9万円、花子さんは8万円、計17万円の自己負担があり、医療と介護をあわせた世帯の自己負担が47万4,000円あった。この世帯が非課税世帯の場合、年間の自己負担の上限額は世帯で31万円であるので、差し引き16万4,000円が申請で支給されることとなっている。この16万4,000円を介護と医療の自己負担額で按分し、介護保険者、神戸市にお住まいの方では、神戸市から10万5,181円を、医療保険者である広域連合から5万8,819円が支給される。この介護保険者から支給される10万5,181円を高額医療合算介護（予防）サービス費、広域連合から支給される5万8,819円を高額介護合算療養費という。

高額医療合算介護（予防）サービス費と高額介護合算療養費の算定は、介護保険と医療負担の情報を突合して計算する必要があるので、従来から介護保険者と広域連合はお互いデータの授受を行っている。また、介護医療、高額医療合算介護（予防）サービス費と高額介護合算療養費は被保険者からの申告に基づいて支給されることとなっているので、広域連合から太郎さんと花子さんに高額医療合算介護（予防）サービス費と高額介護合算療養費とを兼用した申請書を送付して、支給申請していただくように従来から勧奨している。

次に、総合事業の実施について御説明する。資料の8ページを御覧いただきたい。総合事業と生活支援サービスの充実とある資料のほうで、これまで介護保険の予防給付であった訪問介護、通所介護については、市町村が地域の実情に応じた取り組みができる介護保険制度の地域支援事業のうち、総合事業へと移行した。

ここで、資料の7ページに戻るが、左上の表の花子さんが介護保険の訪問・通所介護を受けて22万円を自己負担していたとすると、この訪問・通所介護は総合事業に移行するので、総合事業の自己負担は高額医療合算介護（予防）サービス費と高額介護合算療養費の算定の対象とはならない。このため、右上の表にあるとおり、介護保険の負担は太郎さんの8万4,000円、医療負担の自己負担は2人で17万円、世帯での合計は25万4,000円となり、上限額の31万円を上回らないので、高額医療合算介護（予防）サービス費と高額介護合算療養費の支給額は0円となる。これだと、太郎さんと花子さんの世帯にしてみれば、介護と医療の内容は変更がないのに、制度が変わったために自己負担が増えることになる。この負担を軽減するため、市町村は被保険者の負担が従来と変わりがないように高額医療合算介護予防サービス費相当事業、以下「合算相当事業」と省略する、を実施することができるとされ、神戸市においても実施されることとなった。

右上の表に戻ると、高額医療合算介護（予防）サービス費及び高額介護合算療養費の支給額は0円であったので、太郎さんと花子さんの自己負担は25万4,000円のままとなる。合算相当事業では、これに花子さんの総合事業分の自己負担22万円を足して、合計47万4,000円から上限額の31万円を差し引いて、16万4,000円を神戸市が支給するものである。この場合、広域連合から世帯に支給する額はないので、支給申請の勧奨は神戸市から送付することになる。

それでは、神戸市での合算相当事業の実施に係るデータ利用について、神戸市様から御説明をお願いします。

(神戸市) それでは、私どものほうから本件の事業概要等について説明させていただきたい。先ほどからあった総合事業であるが、神戸市では平成29年の4月から地域の実情に応じた取り組みができる介護保険制度の地域支援事業である介護予防日常生活支援総合事業を開始している。先ほどもあったとおり、総合事業は、これまで要支援の方が利用できるサービスであった介護保険サービスのうち、訪問介護と通所介護等を行うというような制度である。先ほどあったとおり、医療と介護では、両制度における年間の自己負担額が一定の限度額以上の高額となった場合は利用者の負担を軽減するため上限額を越える部分について給付を行う高額医療合算介護サービス費を支給するということで、20年4月から実施をしている。今回は、これまで予防給付の対象であった訪問介護と通所介護が総合事業に移行することで、皆様の自己負担が増えることのないよう、医療と介護の支給を行った後もなお残る自己負担額と総合事業に係る自己負担額を合計した自己負担額が一定限度額以上の高額とな

った場合に給付を行う高額医療合算介護予防サービス費相当事業（合算相当事業）を行うということである。

それでは、資料のほう13ページを御覧いただきたい。今、申し上げた高額医療合算介護予防サービス費相当事業の事務の流れということで、お示しさせていただいている。まず、被保険者の方が医療・介護、それと総合事業の自己負担額を確認して申請することについては、非常に負担が大きいということで、厚生労働省のほうからも可能な限り申請の勧奨を実施していただきたいと言われているが、その支給対象となる方が、確実に申請いただくということで、ここにある①のところであるが、申請の勧奨をまず行っている。この申請勧奨については、医療と介護の自己負担額のみで負担限度額を越える被保険者に、医療保険者である広域連合が行うというものである。それに今回の総合事業を加えるということで、初めて申請勧奨の対象になる被保険者の方については、私ども神戸市が申請勧奨を行うということになっている。

この後、申請勧奨をした被保険者の方から②にある申請書の提出があれば、③の広域連合システムに申請登録のシステム処理を行い、医療介護の自己負担額の合計額が一定額を越えた場合に④、⑤のように医療及び介護から支給を行うということになっている。

次に、⑥のところであるが、計算結果を介護保険者に提供いただいて、介護保険者で⑦のシステム処理を行い、まだなお残る医療・介護の自己負担額と総合事業の自己負担額の合計額が、定額を越えた場合に⑧として、総合事業より支給を行うというようなことになっている。

今回、御審議いただく内容については、介護保険者である神戸市が、申請勧奨する方について、申請書の記載誤りの防止及び重複勧奨の防止のため、従来より高額医療介護合算（予防）サービス費を支給するに当たって提供を受けているデータを合算相当事業において、利用させていただくということである。

まず、申請書の記載誤りの防止についてであるが、前に戻りまして10ページの3の（1）のところであるが、合算相当事業の支給対象者に対して送付する申請勧奨通知及び支給申請書に、「支給申請書兼自己負担額証明交付申請書情報」ファイルにある支給申請書の整理番号、被保険者情報、後期資格情報、介護資格情報をあらかじめ印刷しておくことで、申請書の記載誤りを、未然に防止したい。このうち必要なデータは、申請書兼自己負担額証明書交付申請書情報のうち、20ページのところで下線を引いている項目である。

10ページにお戻りいただき、（2）の重複勧奨の防止である。合算相当事業の支給対象者について、「勧奨通知送付対象世帯一覧」ファイルで医療介護自己負担額がないものと、支給申請書整理番号をキーにして突合することによって、「同じ世帯には高額医療合算介護サービス費の支給申請対象となる方がいるが、本人は合算相当

事業のみ支給対象となる者」というのを抽出して、広域連合から勧奨通知を送付した対象者に、重複して勧奨通知を送付することを防止したい。このうち必要なデータについては12ページの「勧奨通知送付対象世帯一覧」の下線を引いているところである。

説明は以上である。

(事務局) それでは、諮問書について御説明する。1ページを御覧いただきたい。

まず、提供する個人情報のデータの内容は、諮問書の1に記載してあるとおり、現在、高額介護合算療養費支給業務に伴い神戸市に提供している「支給申請書兼自己負担額交付申請書情報」ファイルにある支給申請書整理番号、計算期間に関する被保険者情報、被保険者番号及び加入期間に関する後期資格情報、同様に介護資格情報、並びに「勧奨通知送付対象世帯一覧」ファイルにある医療・介護自己負担、支給申請書整理番号である。

提供する時期は、諮問書の2に記載してあるとおり、毎年11月ごろに高額介護合算療養費の算定期間である前年8月から7月までのデータを提供しているので、平成29年11月から毎年度、提供するものである。提供先は神戸市である。提供方法は、先ほど御説明したとおり、今回提供するデータは高額介護合算療養費支給業務のために、既に神戸市に提供しているものに含まれている。これらのデータは、兵庫県国民健康保険団体連合会保険者専用ネットワークのネットワーク回線を介して広域連合電算処理システムのオンライン処理により神戸市に提供されているので、これを利用していただく形になる。

以上のことについて、当広域連合の個人情報保護条例では第8条第1項で、個人情報取扱情報の目的以外の目的のために個人情報当該実施機関以外のものに提供できる事由を書かれているが、神戸市への個人情報の提供は、法令等の定めがあるとき、本人の同意があるときなど、第1号から第3号までに該当せず、第4号にあるように「審査会の意見を聞いた上で、公益上の必要があると実施機関が認めるとき」に該当することから、今回諮問するものである。

(会長) ただいまの説明に対して、質問、意見等あるか。

(委員) 説明のあった事務の流れのどこがこれに当たるか。

(事務局) 勧奨通知において、神戸市から発送される申請書に、被保険者番号、計算期間中に係る加入期間を打ち出すため提供する。また、勧奨が二重にならないように、広域連合から勧奨した世帯の情報を利用するとのことである。

(委員) 分かった。

(会長) 今回の提供は、11月以降、毎年続くことになるか。

(事務局) 毎年11月にデータを提供する予定である。

(会長) それでは、まとめる。まず本件が、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関以外のものに提供できる事業と定めた個人情報保

護条例第8条第1項のうち、1、2、3号には合致しないので、第4号の「審議会の意見を聞いた上で、公益上の必要があると実施機関が認めるとき」に該当するか判断する必要がある。これについては、今の諮問書に対して、貴広域連合から個人情報を神戸市へ外部提供することについては、被保険者による申請書の記載誤りを未然に防止し、また貴広域連合と神戸市から重複して勸奨通知を送付することを防止することによって、高額医療合算介護予防サービス費相当事業における給付業務の適正化に寄与することから、公益に資するものであると認められるので妥当である、としてはどうか。

また、提供する個人情報の保護のために必要な措置であるが、提供する個人情報については、当該個人情報の利用目的以外には使用しないととも、保有する必要がなくなった個人情報は確実に迅速に破棄する等、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報の訂正な管理のために必要な措置を求めること、としてはいかがか。

それでは、今申しあげました結論を答申としてまとめたいと思うので、しばらくお待ちいただきたい。

(事務局、答申案を配付)

(事務局) では、答申案を読み上げる。

1. 公益上の必要性について。貴広域連合から個人情報を神戸市へ外部提供することについては、被保険者による申請書の記載誤りを未然に防止し、また貴広域連合と神戸市から重複して勸奨通知を送付することを防止することによって、高額医療合算介護予防サービス費相当事業における給付業務の適正化に寄与することから、公益に資するものであると認められるので妥当である。

2. 提供する個人情報の保護のための必要な措置。提供する個人情報については、当該個人情報の利用目的以外には使用しないととも、保有する必要がなくなった個人情報は確実に迅速に廃棄する等、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を求めること。

以上である。

(会 長) この答申案について、何か意見はあるか。

(委 員) 協定書の案の文言によると、確実に速やかに廃棄と書いてあるが、揃えなくてもよいか。

(事務局) 答申案を「確実に速やかに」に合わせる。

(会 長) それでは、もう一度、2の部分を読み上げていただきたい。

(事務局) 2. 提供する個人情報の保護のために必要な措置。提供する個人情報につい

ては、当該個人情報の利用目的以外には使用しないととも、保有する必要がなくなった個人情報は確実に速やかに廃棄する等、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を求めること。

(会 長) それでは、今の修正版で、広域連合長への答申書を、私と事務局で調整の上、作成させていただきたい。

(委 員) 参考までに、この総合事業は、他市町も実施することがあるか。

(事務局) 総合事業については全て（の市町で）やるが、合算相当事業については、ほとんどの兵庫県下の市町では実施する予定と聞いている。ただ、神戸市のように細やかに勧奨するかどうかは、まだわからないと聞いている。

(委 員) では、今後同じような審査が必要になるか。

(事務局) 可能性はある。ただ、神戸市以外の市町では、対象者が少ないため、実務について検討中である。

② 高額医療合算介護予防サービス費相当事業に関するデータ収集について
（個人情報保護条例第7条「収集の制限」に関して）

(会 長) 高額医療合算介護予防サービス費相当事業に関するデータ収集についての審査に入る。事務局に説明をお願いします。

(事務局) 本件は、構成市町が実施する高額医療合算介護予防サービス費相当事業、以下合算相当事業と省略する、の支給を申請した後期高齢者医療制度の被保険者の情報について、広域連合が構成市町より収集することについて御審議を賜るものである。まず、広域連合から交付している高額介護合算療養費の不支給決定通知書について御説明する。

現在、広域連合に高額介護合算療養費の支給申請をしたが、何らかの理由で不支給となった被保険者に対しては、資料の3ページにある、高額介護合算療養費等不支給決定通知書を広域連合より送付している。ただ、高齢者にとっては、この不支給決定通知書の不支給の理由欄には、算定基準額以下とあるだけであるので、なぜ不支給となったのか理解しづらいことがある。このため、この不支給決定通知書とは別に、制度や不支給となった理由を詳しく説明した文書も同封して送付している。

さて、今回、介護保険の訪問介護、通所介護が総合事業に移行したことによって、高額介護合算療養費は不支給となる方が出てくることとなる。先ほどの審議事項①の7ページを御覧いただきたい。右上の表のケースの場合、太郎さんと花子さんから支給の申請を受け付けたとする。この場合、高額医療合算介護（予防）サービス費及び高額介護合算療養費の支給はないため、広域連合からは不支給決定通知書を

送付される。一方、これとは別に、神戸市から合算相当事業として16万4,000円の支給がある。太郎さんと花子さんにしてみれば、医療と介護の自己負担が多くなったので、還付の申請をしたところ、広域連合からは不支給決定通知書が、神戸市からは支給決定が来て、理解に苦しむこともあろうかと予想される。このような場合も、広域連合から送付する不支給決定通知書に制度の説明や高額医療合算介護（予防）サービス費や高額介護合算療養費とは別に市から合算相当事業の支給の予定があることなどを説明した文書を同封したいと考えているが、広域連合では、太郎さん、花子さんの医療保険や介護保険の自己負担の状況は把握できるが、総合事業分については把握ができず、したがって花子さんが合算相当事業の支給対象となっているかどうかはわからない。このため、市町から合算相当事業の対象となった被保険者の情報を収集したいと考えており、このことについてお諮りするものである。

諮問書について、説明したい。

収集する個人情報、構成市町が実施する合算相当事業の支給を申請した者のうち、後期高齢者医療制度の被保険者に係る後期高齢者医療の被保険者番号及び申請対象年度である。収集先は、構成市町の介護保険所管部署からである。収集方法は、個人情報が入ったファイルを暗号化またはパスワード設定し、電子メールを用いて収集する。収集時期は平成30年2月以降、毎月下旬に前々月の中旬から前月の上旬までの間に合算相当事業の支給申請があった被保険者の情報を収集する。

収集する理由は、合算相当事業の支給申請があった被保険者をあらかじめ把握しておくことにより、高額介護合算療養費支給決定通知書を送付する際により詳しい説明文を併せて同封し、被保険者の制度の理解を深めるためである。

本人への通知であるが、当広域連合の個人情報保護条例では第7条第4項で、本人以外のものから個人情報を収集したときはその旨及び目的を本人に通知することになっているが、ただし書きで審査会の意見を聞いた上で、実施機関が適当と認められたときはこの限りではないとなっている。今回のケースについては、高額介護合算療養費の支給事務を進める上で、被保険者の理解を得るために個人情報を収集するものであり、被保険者の権利利益を侵害するものではないので、当審議会でご意見をお聞きした上で、本人への通知を行わないとしたいと考えている。

以上のことについて、今回諮問するものである。

(会 長) ただいまの説明に対して、質問はあるか。

(委 員) 仮に本人に通知することにした場合、本人への通知は、実際にどのようになるか。

(事務局) 本人に不支給決定通知書と案内文のほうをお送りし、その後、「不支給決定

通知書にこのチラシを同封するためにあなたの個人情報を市や町から合算相当事業についての情報を収集しました」といった文章で通知を行うことになる。

(委員) そうすると不支給決定通知書と同封するか、もしくはその説明書に付加するような形で記載されるかになるか。

(事務局) チラシのほうに付加することは可能かと思う。不支給決定通知書本体は、システムで打ち出しているため、難しいと考える。

(会長) 本人には通知しないが、神戸市からデータを収集したということは分かるわけか。

(事務局) 多くのことを書きすぎると混乱を招く可能性があるため本人には通知しないとしたものであるが、この点について、委員の方々に意見をいただきたいと思う。

(会長) この点について、いかがか。

(委員) 不支給決定通知書は、どのくらい発送するか。

(事務局) 現在は年間で数十件である。総合事業が始まったことにより、この不支給決定の件数は増えると思うが、総合事業として何人の方が移行されるか正確な数字がわからないため、どれぐらいになるのかははっきりとはわかっていない。

(会長) 他は、いかがか。

(委員) チラシのほうには書くことによって混乱が生じるかもしれないというのは、どういう混乱が生じると想定するか。

(事務局) 多くのことを書くと、字が小さくなるのが1点。また、書くことによって問い合わせが増えるかと思う。

(委員) 問い合わせが増えるのは、事務の都合ということか。自身のことを問い合わせることは、基本的な権利というか、知りたいことに対しては別に構わないのではないか。

(事務局) 問い合わせにお答えするのは当然のことであるが、問い合わせがあるということは、わかりづらかったということの表れと思う。一番大事なことだけをお伝えするのが一番わかりやすい形とは思う。

(委員) そもそも、その支給対象になると思われる方だけに申請をしてくださいという勧奨をするのである。不支給決定がされたであろう方には、その勧奨はされないという理解でいいか。

(事務局) もともと高額介護合算療養費該当者は後期高齢者医療連合が申請書を作成しているが、それ以外の合算相当事業の該当者については神戸市が申請書を作成する。いずれの申請書も介護合算療養費と合算総合事業の申請を兼ねているという形をとっているので、広域連合のほうにも申請があったとみなしてシステムのほうに登録し、計算を行う。その結果、高額介護合算療養費のほうは不支給に、総合事業は支給の決定を行うので、広域連合のほうから不支給決定通知

が、介護保険のほうからは支給決定通知が送られる。

(委員) 勸奨しなくても、神戸市が勸奨通知を発送して、その申請書が届くと、もう自動的に不支給決定通知を出すシステムになっているということか。

(事務局) 本人がその申請書を持って来られ、後期高齢担当で受け付けたら、不支給決定になる。

(委員) そうすると今後、増えるということか。

(事務局) 合算相当事業だけに該当する方が増えてきたら、増えると思われる。

(会長) もう一度、理解のためにお聞きするが、7ページ右上の図、総合事業実施後というのを見ると、花子さんの介護の部分が0になっているので、それについて、不支給の決定書が発行されるということか。

(事務局) 医療も介護も、この場合、0なので、不支給決定通知書が届く。

(会長) その理由書にはどのように記載してあるのか。

(事務局) 見本にあるとおり、自己負担額が足りないため、不支給の決定通知書には算定基準額以下と表示される。

(会長) ただし、神戸市からその部分が補填されることは分らない。

(事務局) これだけ見ても、本人は分らない。そこで、こちらから、通知書を送るときに、今回は不支給になっているが、別に神戸市のほうから合算相当事業として支給される予定であるということが、分かるチラシを作成して同封しようということである。

(会長) 本人はよく考えたら、神戸市のデータを収集したということは分かるわけか。

(事務局) 制度をよく理解されている方ならわかるかもしれない。

(委員) 書かないというのはなぜか。不都合があるのか。

(事務局) チラシを作成する目的は、不支給になった理由と神戸市から合算相当事業の支給があることを伝えることであるので、そこに他の情報を盛り込むのはどうかと考えたものである。合算相当事業に支給申請した情報を、神戸市から広域連合が提供を受けたことを、そのチラシに書くことは可能である。

(事務局) この制度自体、非常に複雑で、被保険者には申請書が（高額介護合算と合算相当事業を）兼ねているということが分らないし、不支給決定となった理由も分らない。その上に、さらにこのデータを神戸市から収集して送っていると、かえって混乱しないか懸念したので、本人には通知しないものとするとしていた。しかしながら、同封する説明文の中に注意書きで入れる程度であれば、誤解を招かないとも思うので、本人に通知するというところで表現についても議論いただければと思う。

(会長) いかがか。

(委員) 基本的にはその保護条例、法の規定で、本人に通知しなくてはならないというのが基本だと思う。そこはただし書きであるので、やはり例外と考えたほう

がいいのではないかと。混乱を招きかねないという懸念があるということであるが、丁寧に説明し、混乱を招かないようにするほうが好ましいのではないかとと思う。

(委員) もし、通知をすとなると、チラシに必要事項がまず盛り込まれ、その下に少し文字を小さくしたような形で、この通知は条例第7条第3項6号に基づき、神戸市から収集した個人情報に基づきお送りするという一文が入るのか。

(事務局) そうである。そのような一文を添えることになると考える。

(会長) 事前でなく事後ということは、どうか。

(委員) それは別にかまわないと思う。

(委員) 本文で必要なことをお伝えする内容の中に盛り込むと混乱が生じるし、むしろ高齢者にとってはわかりにくくなってしまう。形式的に一文入れるという形で、法律の条文とかを入れると、そんなに混乱は生じないと思う。

(事務局) 今、例も示していただいたので、文言についてはそれを参考にさせていただきたいと思う。

(会長) ただいまの意見を踏まえて、審査会の意見を取りまとめたいと思う。まず、情報の収集という点からは、公益上の必要性について、貴広域連合において当該個人情報を本人以外のものから収集することについては、高額介護合算療養費の不支給決定通知書を送付する際に、制度の説明等を含む不支給となった理由を説明する文書を同封することによって、被保険者の制度の理解を助けるものであり、公益上特に必要があると認める。ただし、本人への通知ということで、本人以外のものから個人情報を収集した旨及び目的を不支給決定通知書に同封する説明文に記載すること。それと、最後の個人情報の保護のために必要な措置だが、個人情報の収集及び取り扱いについては、当該事務以外には使用しないとともに、個人の権利利益を不当に侵害することがないように個人情報の適正な管理を行うこと。

という形でよろしいか。

今の方向でまとめるので、しばらくお待ちいただきたい。

(本人への) 通知のフォーマットについては、事務局にお任せする。

(事務局、答申案を配付)

(会長) それでは、この答申案を事務局に読み上げていただきたい。

(事務局) 1. 公益上の必要性について。貴広域連合において、当該個人情報を本人以外のものから収集することについては、高額介護合算療養費の不支給決定通知書を送付する際に、制度説明等を含む不支給となった理由を説明する文書を同封することによって、被保険者の制度の理解を助けるものであり、公益上、特

に必要があると認める。

2. 本人への通知について。本人以外のものから個人情報を収集した旨、及び目的を不支給決定通知書に同封する説明文に記載すること。

3. 収集した個人情報保護のための必要な措置。個人情報の収集及び取り扱いについては、当該事務以外には使用しないととも、個人の権利利益を不当に侵害することがないように、個人情報の適正な管理を行うこと。以上である。

(会 長) この答申案で、いかがか。よろしいか。

それでは、これに基づいて、事務局と私で調整したいと思うので、よろしく願います。

- ③ 介護保険者の第三者行為求償事務にかかる「後期高齢者医療の第三者行為求償対象者情報」の兵庫県国民健康保険団体連合会への提供について
(個人情報保護条例第8条「提供の制限」に関して)

(会 長) 介護保険者の第三者行為求償事務に係る後期高齢者医療の第三者行為求償対象者情報の兵庫県国民健康保険団体連合会への提供について、事務局に御説明をお願いします。

(事務局) 本件は、介護保険者における第三者行為求償事務の実施に当たり、後期高齢者医療の第三者行為求償対象者情報を、兵庫県国民健康保険団体連合会へ提供することについて御審議を賜るものである。当該事業の概要を兵庫県国民健康保険団体連合会様から御説明をお願いします。

(国保連合会) 今回、国保連合会から広域連合様へ御提供をお願いしているのは、兵庫県内の市町が使用する介護保険者の第三者行為損害賠償求償に係る対象者リストを我々国保連合会が作成するに当たり、広域連合が把握しておられる第三者行為求償対象者の情報を電子データにより御提供いただきたく願いますという趣旨である。まず、第三者行為損害賠償求償事務の概要を御説明させていただき、次になぜ国保連合会が介護保険のリストを作成するのかということの御説明、最後に御提供いただきたい情報、データの流れ、情報の内容等について御説明いたしたく、よろしく願います。

それでは、第三者行為損害賠償求償事務について御説明する。例えば、後期高齢者医療の被保険者が交通事故など第三者による不法行為により負傷し、保険医療機関等で療養の給付を受けた場合だが、広域連合様はその給付の範囲において、負傷した被保険者に代わって加害者である第三者に損害賠償の請求権を取得することになり、またその請求権を行使して第三者若しくは第三者が加入する損保会社から損害賠償金を徴収することができる。例えば、交通事故による骨折等の治療で、総額1

00万円の医療が提供され、仮に広域連合の負担が80万円だとした場合、その80万円については加害者である第三者、若しくは損保会社から損害賠償を求めることができるということである。これは後期高齢者医療制度の場合は高齢者の医療の確保に関する法律の第58条に規定されており、介護保険法においても同様に第21条で規定されているものである。

次に、なぜ国保連合会が介護保険のリストを作成するのかという点について御説明する。国保連合会は、兵庫県を含めて全国47の連合会全てにおいて、介護保険制度が開始された平成12年度から介護保険者である市町村の委託を受け、介護給付費の審査支払業務を行っている。その審査支払業務を行うための電算処理システムとしては、国民健康保険中央会が全国共通のシステムとして開発した介護保険審査支払等システムというものがあり、これが47全ての連合会で稼働している。平成28年3月31日付の通知になるが、厚生労働省は介護保険における保険者での第三者求償事案発見の取り組み強化の策の1つとして、連合会に対してシステム改修により第三者行為の被害に係る対象者リストを作成するなど、介護保険者の支援に努めるよう求めており、システム開発元の国保中央会が本年10月末に当該リストの作成機能を追加したところである。また、リストを作成する機能、仕組みは作ったが、介護システム側は対象者の情報、データを受け取る側のシステムであるので、データを投げる側の広域連合電算処理システムについても、そのためのシステム改修がこの11月末に行われる予定と伺っている。整理すると、我々国保連合会は、国の通知のとおり介護保険者向けの第三者行為求償対象者リストを作成する役割が求められており、全国統一のシステム改修によりその仕組みが構築されようとしているので、広域連合様におかれては、趣旨を御理解いただき、市町の介護保険者の第三者行為求償事案発見の取り組み強化に協力するために、後期高齢者の第三者求償情報を国保連合会に御提供いただきたいというお願いである。

最後に、資料に関する御説明である。まず3ページ、平成28年3月31日付厚生労働省通知であるが、タイトルは第三者行為の届出義務化等に係る留意事項となっている。今回の御依頼に関する部分は5ページになり、ここの(3)の国保連合会システムの改修について、の部分である。

中段であるが、少し読み上げる。「このため、医療保険側で把握している第三者行為求償の対象者に係る情報を、介護保険部局でも把握できるよう国保連合会システムを改修し、平成29年度末をめどに順次運用を開始する予定です」云々となっている。次に、リストのイメージである。7ページにある。全部で19項目を表示する一覧表だが、左から14項目は連合会の介護保険システムが持っている介護保険の情報である。右から5項目が広域連合様から御提供いただいて、介護保険者へ連携する情報である。

文字が小さくて恐縮だが、5項目というのは、保険者番号、被保険者番号、被保

険者氏名と求償期間の開始年月日、終了年月日の5つである。

次に、データの流れをご説明する。ページを1枚おめくりいただき、元の資料の別番号で3-57と書いてある業務の概要図を御覧いただきたい。枠が切っており、中ほどの後期高齢者医療広域連合電算処理システムのところである。円柱型の記号のところ、第三者行為求償登録者情報というものを、右側の介護保険システムに御提供いただき、エラー修正等、所要の処理を済ませ、(4)のところ、連合会から介護保険者へ第三者行為求償突合リストを発送する流れである。

そのほか、次のページに技術的な資料として、インターフェイス仕様書がある。

インターフェイス仕様の7ページに詳細な記載があるが、御説明は割愛させていただきます。

また、添付資料といたしまして、兵庫県国保連合会の個人情報の保護に関する規定を提出している。今回は既に広域連合様から後期高齢者医療の審査支払業務等を委託いただき、個人情報の取り扱いに関しても、当該規定はもとより個人情報保護法を遵守し安全管理措置を講じているところがあるので、当該データを御提供いただけた場合もこれまでと同様に適切に取り扱う。

簡単ではあるが、以上で説明を終わる。

(事務局) 諮問書の説明をいたしたい。提供する個人情報は、当広域連合の被保険者のうち、第三者行為求償対象者に係る交換情報識別番号、保険者番号、被保険者番号、被保険者氏名、生年月日、性別、給付制限管理番号、納付番号、給付制限の開始年月日及び終了年月日、求償区分及び削除区分のデータである。

提供先は兵庫県国民健康保険団体連合会の介護福祉課である。提供の目的は、提供者が介護保険者へ提供する第三者行為求償対象者リストを作成するためである。

以上のことについて、当広域連合の個人情報保護条例では、第8条第1項で、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関以外のものに提供できる事由を定めているが、兵庫県国民健康保険団体連合会への個人情報の提供は法令等の定めがあるとき、本人の同意があるときなど、第1号から第3号までに該当せず、第4号にあるように、あらかじめ審査会の意見を聞いた上で、公益上の必要があると実施機関が認めるときに該当することから今回諮問するものである。

(会長) ただいまの説明について、意見、質問はないか。これは法令の定める事案と解釈できないのか。

(事務局) 医療保険者が持つ情報の介護保険者への提供は、通知はあるが、法等には特に記載がないので、今回お諮りするものである。

(会長) 意見はいかがか。

(委員) 二点よろしいか。一点は、諮問書の提供の目的のところ、第三者行為求償

対象者のリストを作成するためとあり、国保連合会で提供された情報の利用が終わると保管のち廃棄ということになると思われるが、一体どの時点で利用が終了したとみなされるか。若しくは、どの様な状況になれば、その情報を廃棄するということになるか。もう一点は、この情報を提供する時に磁気媒体により提出ということになっているが、具体的にどのように情報を提供するのかが。

(国保連) まず、廃棄だが、国保連合会でリストを作り、それを毎月保険者に提供すると、その段階で連合会としてその情報を保有している必要はなくなるが、復元しないといけない等の場合があるので、一定期間データを取っておくというの
はあり得る。

2点目の磁気媒体であるが、これは今でも、広域連合の電算処理システムと連合会の介護のシステムで高額医療合算のデータのやりとりをする場合と同じ運用になる。広域連合の電算処理システムネットワークと介護のシステムネットワークは物理的な接点を持っていないので、その間を、電算システム会社内のデータセンター内で媒体を使用し移すことになると考えている。

(会 長) それでは、審査会の意見を取りまとめたいと思う。本件が、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関以外のものに提供できる事由を定めた個人情報保護条例第8条第1項のうち、第4号の審査会の意見を聞いた上で、公益上の必要があると実施機関が認めるときに該当するか判断する必要がある。

広域連合から個人情報を兵庫県国民健康保険団体連合会に外部提供することについては、介護保険者が第三者行為求償対象者の発見を支援するためのものであり、介護保険事業の健全な運営を確保するためのものであることから、公益に資するものであると認められるので妥当であると。

また、個人情報の保護のための必要な措置だが、提供する個人情報については、当該個人情報の利用目的以外には使用しないとするとともに、保有する必要がなくなった個人情報は確実かつ速やかに破棄する等個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を求めること。また、介護保険者への提供に当たっては、兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例、情報セキュリティ基本方針及び対策基準に準じて厳格な取り扱いを行うことを条件として課した上で提供すること、ではいかがか。

それでは、答申案を作成するので、しばらくお待ちいただきたい。

(事務局、答申案を配付)

(会 長) それでは答申案を読み上げていただきたい。

(事務局) 1. 公益上の必要性について。貴広域連合から個人情報を兵庫県国民健康保険団体連合会に外部提供することについては、介護保険者が第三者行為求償対象者の発見を支援するためのものであり、介護保険事業の健全な運営を確保するためのものであることから、公益に資するものであると認められるので妥当である。

2. 提供する個人情報の保護のための必要な措置。提供する個人情報については、当該個人情報の利用目的以外には使用しないとするとともに、保有する必要がなくなった個人情報は確実に速やかに破棄する等、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を求めること。また、介護保険者への提供に当たっては、兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例、情報セキュリティ基本方針及び対策基準に準じて厳格な取り扱いを行うことを条件として課した上で提供すること。

以上である。

(会長) よろしいか。それでは、広域連合長への答申書は、今確認した答申案の内容で、私と事務局で調整の上、作成させていただく。

④ 個人情報の提供の制限に関する例外事項について
(個人情報保護条例第8条「提供の制限」に関して)

(会長) 審議事項④の個人情報の提供の制限に関する例外事項について審議を行いたいと思う。事務局に御説明をお願いします。

(事務局) 個人情報保護条例第8条において、実施機関は個人情報の目的外利用及び提供を制限されているが、第4号であらかじめ審査会の意見を聞いた上で、公益上の必要があると実施機関が認めるときは例外的に可能となっている。については、当広域連合で個人情報の提供が求められることが予想される2つのケースの類型を定めておき、あらかじめ本審査会にお諮りし、条例第8条第1項第4号に該当する例外事項に該当するものにしておきたいと考えている。

それでは、諮問書について御説明する。まず、類型の1つ目は争訟のケースで、公益上の必要から争訟の当事者である当広域連合が訴訟資料を裁判所に提出するため、個人情報を提供する場合である。ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。

これは、今年8月に当広域連合が第三者加害行為による損害賠償金の支払いを求めて訴えを起こしたが、この際、既に亡くなっていた被保険者の個人情報が記載された資料を裁判所に提出した。今後、訴訟を提起した際、同様に裁判所に個人情報を含む資料を提出されることが予想されるため、今回、類型を定めておくものである。

類型の2つ目は、監査・指導等のケースで、公益上の必要から高齢者の医療の確保に関する法律など各法令に基づいて厚生労働大臣、地方厚生（支）局長または都道府県知事に広域連合が保有する個人情報を提供する場合である。ただし、特定の個人の識別がなければ、その目的を達成することができず本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。

これは、今年8月に兵庫県より医療機関等の指導のため、被保険者の住所の照会があった。このときは特に法令等による明確な根拠がなかったため照会には回答しなかったのだが、被保険者の住所が介護施設であるかどうかによって診療報酬の算定が異なる場合があり、医療機関等の指導に必要なになってくるともある。今後、同様に被保険者の個人情報について照会があることが予想されるため、今回類型を定めておくものである。

提供する理由としては、争訟のケースについては、当広域連合が争訟の当事者であり、十分な主張立証を尽くすためには当初の収集目的にかかわらず訴訟資料を裁判所に提出することが必要な場合がある。当広域連合が十分な主張・立証を尽くすことは後期高齢者医療制度の健全な運営を確保するものであることから、公益上の必要性が認められるためである。

次に、監査・指導等のケースについては、厚生労働大臣などが法令等に基づき保険医療機関等の指導等を行うために必要な情報を提供することは後期高齢者医療制度を初め各医療保険制度の健全な運営を確保するものであることから公益上の必要性が認められるためである。

以上により、当広域連合の個人情報保護条例では第8条第1項で個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関以外のものに提供することは制限されているが、第4号のあらかじめ審査会の意見を聞いた上で、公益上の必要があると実施機関が認めるときに該当するものとして、以上の2つの類型を定めることについて今回諮問するものである。

以上である。

(会 長) ただいまの説明に対して意見、質問はあるか。

監査・指導等のケースは法令に基づく場合に当たらないのか

(事務局) 高齢者の医療の確保に関する法律には厚生労働大臣もしくは都道府県知事が医療機関の指導・監査を行うという旨は記載されているが、そのために必要な情報を広域連合に提出を求められることができるといった規定はない。

国が示している指導・監査の指導大綱や要綱を載せているが、こちらにもあくまでも協力を求めるということで、明確な根拠がないため、当審査会であらかじめお諮りして、今後は協力していきたいと考えている。

(会 長) 具体的に情報を提供せよという規定がないということか。

しかし、法令に基づいた場合ではないが、それに近いような感じもする。

- (事務局) そうである。
- (委員) 争訟の場合なのであるが、ここで念頭に置かれているのは第三者行為に基づく求償の関係だけであるか。
- (事務局) そのことを念頭に置いている。
- (委員) 争訟と言っても、訴訟の類型はいろいろあり、広域連合が当事者になる訴訟でも、求償のように法律に基づいて権利行使をし、その権利行使が被保険者の医療などにかかわっているという場合ではなく、全く違う訴訟類型なども考えられる。公益上の必要から争訟の当事者である広域連合が訴訟資料を裁判所に提出するというふうに、非常に広義な形の類型の立て方になるといろいろな訴訟が含まれるので、これを全部例外の類型としてくくってしまっているのかという疑問がある。
- (事務局) 現在、想定している訴訟の類型をあらかじめ明示しておいたほうがよいといった御意見か。
- (委員) 例えば、その第三者行為に基づく求償等において広域連合が保有するデータを提出しなければならないような訴訟の類型をある程度、限定したほうがいいのかと思う。
- (事務局) 広域連合で想定される訴訟としては損害賠償請求事案と、不当利得の返還請求事案ぐらいしか事例がないので、この2つの事例ぐらいを類型化しておくということではよろしいか。
- (委員) 結局、その例外事項についての類型を定めるというのは、繰り返し、繰り返し同じような形態の事務処理があるから、あらかじめ除外にしようということではないか。ということは、その繰り返し発生する類型は特定できるのだろうと思う。余り広範囲にわたって除外をすると制度趣旨に合致しないと思われるので、例外の類型を定めるというのは、明確に類型化されているものだけに限定すればいいのだろうと思う。そうすると第三者行為に基づく損害賠償請求で求償する事例と、不当利得の事例というのが繰り返し生じてくるのが明らかであるということであれば、その2類型を除外すればいいのかなと思う。
- (会長) 委員がおっしゃる意見はわかるが、ただ想定外が出てきたときに、また審議しないといけないということになるのでは。結局、これは広域連合が訴訟の対象になったときに、提出すべきデータがあったら提出できるかということだと思うので、余り範囲を狭めるのはどうかとは思う。広域連合が訴えられたことに対して、データを提出するに当たって、公益上の理由があるというふうにここでは書いてあると思う。
- (事務局) もともとの趣旨は、特に第三者行為などに限定するというのではなく、訴訟があれば、例えば個人情報で相手方の住所などを出すので、十分な広域連合の主張立証を尽くすということで、個人情報の提供の縛りを取っておいたほう

がいいのではないかという趣旨である。今当広域連合が抱えている訴訟というのは、当広域連合が訴えの提起をする不当利得返還請求、あるいは第三者行為による損害賠償請求といったもので、それ以外の訴訟案件はない。しかしながら、住民訴訟などの訴訟も可能性としてはあり、ほかの裁判も可能性がないわけではないので、例えば裁判所に証拠書類を出すときに、逐一審査会の意見を聞いて出すのはどうか、裁判所で命令を出していただいたら、それは法令に基づくものということになるが、こちらから立証するとき、全て審査会の意見を聞いて提供するというのは時間的・実務的なことを含めてどうかということとで審査会にお諮りしているということである。

(委員) この審査会の制度趣旨をもう一度教えていただけるか。

(事務局) 後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例では、個人情報の収集や、利用、提供などを行うときに、例外的なケースが出てきた場合には、審査会の意見を聞いた上で、行うこととされている。法令に定めがある、本人の同意があるなど条例に規定されている場合を除いて、公益上、必要性が高いという事例があったときに、広く専門家の方の意見をお聞きした上で判断をするときにお諮りする機関だと考えている。

(委員) それを前提に考えているが、例外について諮問を受けて、それを判断するというのがこの機関であるとするれば、例外の事例について判断をしなければいけないのかなというふうに思い、そうすると不当利得返還請求と不法行為に基づく損害賠償請求の2類型が定型的であれば、むしろそれ以外のものについては例外だろうと。で、例外であるとするれば、この審査会の制度趣旨からすると、それが審査会に上がってきて判断すべきことになるのかなというふうに思い、その原則どおりを申し上げたわけだ。ただ、その訴訟の中で立証活動というのは非常に専門的で、千差万別で、それを審査会でどれぐらい判断できるのかというのも、確かにその判断ができない事例もあるのかもしれない。どうしてもこういうふうな事実主張の立証のためにこの証拠が必要だというふうにここで説明されても、非常に技術的な側面も強いので、どこまでどういうふうに判断するのは非常に難しい問題かなというふうに思うが、ただ、私が述べている意見というのは、あくまでもその原則どおりにするとそうなるのではないかという意見である。

(会長) 委員の意見は、例外の典型的なものを類型化したら、さらにその例外の例外があるであろうと、ということであれば、それはまた審査会にかけないといかないということになるという主張か。

(委員) 制度趣旨からするとそうかなと。ただ、それがその技術的にどこまでできるのかというのは、また別問題としてあるかと思うが。

(会長) ほかの委員の方はいかがか。

(委員) 判断がつかかねないというところはあるが、ただ、委員がおっしゃるように、訴訟になったから、全部もうこれはこちらで判断しないということで、何かそれでいいのかなという気はする。やはり個別、具体例によって、こちらで判断を求められるべきものも出てくるのかなと思うので、全部丸投げみたいな感じはどうかという気はする。とりあえずこの点とこの点についてはよくあるので審査会を通さなくてもいいという形にしておくほうが、今後何か起きたときのためにいいのではないかという気はする。

(委員) 審査請求を受けるということもあるかと思うのだが、いわゆる行政上の不服申立制度などを今後、利用されることもあるかと思うので、その点についても整理しておく必要はないのかなというのが1点ある。そうすると、今回の諮問では、争訟となっているが、裁判所に提出するためということしか書かれていないので、審査庁に対して提出をするというケースも想定して整理しておかないとまずいのではないかと思うが。

(事務局) 保険料に関する審査請求はたくさんあり、審査庁に提出する弁明書には、本人の所得等の個人情報を記載して処分の根拠を明示して提出するが、それ以外にも審査庁に個人情報を提供することも考えられるので整理したいと考える。

(会長) それでは、この4つ目の諮問は2つに分解し、2つ目だけを今日、答申案をつくり、1つ目については、先ほどの委員の意見を含めて、再度審議をするということではいかがか。

(事務局) 承知した。

(全委員) 異議なし。

(会長) それでは、2つ目の諮問事項についての審査会の意見を取りまとめたい。監査・指導等に関する類型については、公益上の必要から高齢者の医療の確保に関する法律、指導大綱及び監査要綱等に基づく保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師等の指導または報告等に係る業務に関して、厚生労働大臣、地方厚生（支）局長、または都道府県知事に広域連合が保有する個人情報を提供する場合。ただし、特定の個人の識別がなければ、その目的を達成することができず、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。

理由については、厚生労働大臣等が法令等に基づいて、保険医療機関等の指導等を行うために必要な情報を提供することは、後期高齢者医療制度をはじめ、各医療保険制度の健全な運営を確保するためのものであることから、公益上の必要性が認められるため。

そして、個人情報の保護のための必要な措置だが、提供する個人情報については、当該個人情報の利用目的以外には使用しないとともに、保有する必要がなくなった個人情報は確実かつ速やかに廃棄する等、当該個人情報の適正な管

理のために必要な措置を求めることというふうにはいかがか。

(全委員) 異議なし。

(会 長) それでは、今申し上げた結論を答申としてまとめたいと思うので、しばらくお待ちいただきたい。

(事務局が答申案を委員に配付)

(会 長) それでは、今、配付された答申案を確認したいと思うので、事務局より読み上げていただきたい。

(事務局) それでは、答申案を読み上げる。

1. 類型化について。次の類型に該当する事案については、あらかじめ当審査会の意見を聞き、包括的に承認したものとして、今後当審査会の意見を求める必要はないものとする。なお、運用に当たり、類型に該当するか否かの判断がつきがたい事案や慎重な取り扱いを要する事案については、改めて当審査会の意見を求めること。

2. 類型。監査・指導等。公益上の必要から、高齢者の医療の確保に関する法律、指導大綱、及び監査要綱等に基づく保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師等の指導または報告等に係る業務に関して、厚生労働大臣、地方厚生（支）局長または都道府県知事に広域連合が保有する個人情報を提供する場合。ただし、特定の個人の識別がなければ、その目的を達成することができず、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める場合に限る。

3. 理由。監査・指導等。厚生労働大臣等が法令等に基づいて、保険医療機関等の指導等を行うために必要な情報を提供することは後期高齢者医療制度を初め、各医療保険制度の健全な運営を確保するものであることから、公益上の必要性が認められるため。

4. 提供する個人情報の保護のための必要な措置。提供する個人情報については、当該個人情報の目的以外には使用しないとともに、保有する必要がなくなった個人情報は確実かつ速やかに廃棄する等当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を求めること。

以上である。

(会 長) それでは、広域連合長への答申だが、今確認していただいた答申案の内容で、私と事務局で調整の上、作成してよろしいか。

(全委員) 異議なし。